

平成 21 年度 第 1 回 税制調査会

日時：平成 21 年 10 月 8 日（木）午後 4 時～
場所：内閣総理大臣官邸大ホール

1. 開会

2. 総理 挨拶・諮問

鳩山 由紀夫 内閣総理大臣

3. 会長・会長代行 挨拶

藤井 裕久 会長

原口 一博 会長代行

菅 直人 会長代行

4. 税調の運営について

峰崎 直樹 財務副大臣

5. 閉会

税制調査会委員名簿

会長	財務大臣	藤井 裕久	○
会長代行	総務大臣	原口 一博	○
会長代行	国家戦略担当大臣	菅 直人	○
企画委主査	財務副大臣	峰崎 直樹	○
企画委主査代理	総務副大臣	渡辺 周	○
企画委事務局長	財務大臣政務官	古本 伸一郎	○
企画委事務局長代理	総務大臣政務官	小川 淳也	○
	財務副大臣	野田 佳彦	○
	総務副大臣	内藤 正光	○
	財務大臣政務官	大串 博志	○
	総務大臣政務官	階 猛	○
	内閣府副大臣	古川 元久	○
	内閣府副大臣	大塚 耕平	
	内閣府副大臣	大島 敦	
	法務副大臣	加藤 公一	
	外務副大臣	武正 公一	
	文部科学副大臣	中川 正春	
	厚生労働副大臣	長浜 博行	
	農林水産副大臣	山田 正彦	
	経済産業副大臣	増子 輝彦	
	国土交通副大臣	馬淵 澄夫	
	環境副大臣	田島 一成	
	防衛副大臣	榛葉賀津也	
	国家公安委員長	中井 洽	
オブザーバー	社会民主党政策審議会長	阿部 知子	○
オブザーバー	国民新党政務調査会長	下地 幹郎	○

(注)○は企画委員会のメンバー。

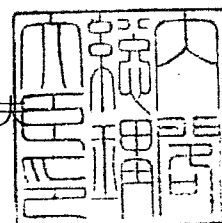


府企第241号

平成21年10月8日

税制調査会会長 殿

内閣総理大臣 鳩山由紀夫



諮 問

貴会に下記の事項を諮問します。

記

我が国は、人類史上初めてと云っていい「人口減少と超高齢化」が同時進行する社会へと突入し、この状況に対応した根本的な構造変化が求められている。また、世界に目を転じれば、グローバル化が進む中で、資源制約や地球温暖化など、世界規模の新たな問題に直面している。さらに行き過ぎた市場中心主義が招いた経済危機は、我が国のみならず、世界の経済に大きな影響を与えている。こうした中で、我が国の財政は、これまでの国債発行残高の累増などにより、危機的な状況にある。

このような激動の変革期において、我が国が内需主導型の経済成長を目指し、将来に夢や希望が持てる国家であり続けるためには、旧来型の資源配分や行政手法を転換するとともに、社会全体が補い合い、支え合う新しい社会モデルの構築を目指さなければならない。地域のことは住民が自らの責任で決める「地域主権」への転換や、世界規模の問題への積極的な取組みの姿勢も、我が国の将来像になくてはならない重要な要素である。

このような我が国の将来像を見据えつつ、その実現のためには、我が国の税制のあり方について根本から見直す必要がある。

現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならない。

こうした基本的な考え方の下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、以下の事項をはじめとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。

- (1) マニフェスト（「三党連立政権合意書」を含む）において実施することとしている税制改正項目について、その詳細を検討すること。
- (2) 既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みを目指す観点から、租税特別措置をゼロベースから見直すための具体的方策を策定すること。また、税と社会保障制度の適正な運営のための番号制度やその執行体制など、納税者の立場に立つとともに適正な課税を推進するための納税環境整備を検討すること。
- (3) 所得税の控除のあり方を根本から見直すなど、個人所得課税のあり方について検討すること。特に格差是正や消費税の逆進性対策の観点から給付付き税額控除制度のあり方について検討すること。
- (4) 間接諸税について、環境や健康等への影響を考慮した課税の考え方を踏まえ、エネルギー課税等については温暖化ガスの削減目標達成に資する観点から、環境負荷に応じた課税へ、酒税・たばこ税は健康に対する負荷を踏まえた課税へ、そのために必要な事項について検討すること。
- (5) 国と地方が対等なパートナーとして地域主権を確立し、地方の再生を図る観点から、地方税制のあり方について検討すること。その際、国・地方の役割分担の見直しと合わせた税財源配分のあり方を見直し、地方の声を十分に反映する仕組み及び地方税制に関する国の関与のあり方についても検討すること。
- (6) 法人課税や国際課税等の分野において、グローバル化にともなって生じている世界規模の課題に対応できる税制のあり方を検討すること。
- (7) 税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンについて検討すること。

税制調査会の設置について

〔平成 21 年 9 月 29 日〕
閣 議 決 定

1 内閣総理大臣の諮問に応じ、租税（国が課する税及び地方税）に関する制度について調査審議するため、内閣府に税制調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

2 調査会の構成員は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

会長	財務大臣
会長代行	総務大臣及び国家戦略担当大臣
委員	財務大臣の指名する財務副大臣及び財務大臣政務官 総務大臣の指名する総務副大臣及び総務大臣政務官 内閣総理大臣の指名する内閣府副大臣 各府省に置かれる副大臣のうち、税制を担当する者

3 調査会は、会長が主宰し、会長の命を受けて、会長が指名する財務副大臣又は総務副大臣が議事を整理する。

4 調査会に、運営その他の重要な事項を審議させるため、企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

5 委員会の構成員は、第 2 項に規定する財務大臣並びに財務大臣の指名する財務副大臣及び財務大臣政務官、総務大臣並びに総務大臣の指名する総務副大臣及び総務大臣政務官、国家戦略担当大臣、内閣総理大臣の指名する内閣府副大臣並びに関係者とする。

6 委員会の主査、主査代理、事務局長及び事務局長代理は、前項に規定する委員会の構成員のうち、次に掲げる者をもって充てる。

主査	財務大臣の指名する財務副大臣
主査代理	総務大臣の指名する総務副大臣
事務局長	財務大臣の指名する財務大臣政務官
事務局長代理	総務大臣の指名する総務大臣政務官

7 委員会は、会長が主宰し、会長の命を受けて、前項に規定する主査又は主査代理が議事を整理する。

8 調査会及び委員会は、専門的事項について意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることができる。

9 調査会及び委員会の庶務は、財務省及び総務省の協力を得て、内閣府において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、調査会及び委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。

11 会長は、調査会及び委員会を運営するに当たっては、あらかじめ、会長代行に協議するものとする。

税制調査会の運営について

平成 21 年 10 月 8 日

(会議)

第 1 条 税制調査会の会議（以下「会議」という。）の日時及び場所は、会長が定める。

第 2 条 会議において発言しようとする者は、議事を整理する財務副大臣又は総務副大臣の許可を受けなければならない。

(代理出席)

第 3 条 各府省に置かれる副大臣のうち税制を担当する者としての委員が欠席する場合には、会長は、その都度、当該府省の長の申し出に基づき、当該府省の他の副大臣又は大臣政務官に対し、出席を求めることができる。

(公開)

第 4 条 会議は、原則として傍聴及びインターネットを利用した中継により公開する。

2 傍聴者、傍聴場所、傍聴手続等については、別途会長の定めるところによる。

(議事録等)

第 5 条 公開した会議の議事録及び提出資料は、公表する。

(随員)

第 6 条 委員及び関係者の随員は、会長が認める人数に限り認めるものとする。

(企画委員会)

第 7 条 第 1 条、第 2 条及び前条の規定は、企画委員会の議事について準用する。この場合において、第 2 条中「財務副大臣」とあるのは「主査」と、「総務副大臣」とあるのは「主査代理」と読み替えるものとする。

(協議)

第 8 条 会長は、税制調査会及び企画委員会を運営するに当たっては、あらかじめ、会長代行に協議するものとする。

税制改正要望の見直しについて（留意点）

1. 各府省の税制担当副大臣は、10月30日（金）までに、税制改正要望を見直した上で、提出するものとする。
2. 各府省副大臣による要望事項の見直しに当たっては、その要望が真に必要なかどうかを精査し、できる限り積極的な絞り込みを行うこととする。
3. 減税を要望する場合には、財政規律を維持する観点から、いわゆる「ペイ・アズ・ユー・ゴー」原則（財源なくして減税なし）に基づき、見合い財源案と併せて提出するものとする。
4. 既存の租税特別措置及び非課税等特別措置（以下「租税特別措置等」という。）についても、ゼロベースからの徹底した見直しを行うこととする。その際、特に、
 - ① 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 - ② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 - ③ 租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか

を含めた厳しい視点に立って見直しを行った上で、その成果を税制改正要望に含めて提出するものとする。

Ⅰ. 豊かな暮らしの実現

1. 良質な住宅ストックの形成

民間賃貸住宅に係る特例措置の創設等

- 耐久性、省エネ性能等が確保された住宅の建設に係る所得税・法人税の特例措置を創設
- 賃貸住宅の省エネ改修について所得税・法人税・固定資産税等の特例措置を創設等

既存住宅に係る特例措置の拡充

- 既存住宅の質の向上に資するリフォームについて所得税・贈与税の特例措置を導入

2. バリアフリー化の推進

交通バリアフリー化促進税制の延長及び拡充

- 鉄道駅エレベーター、ノンステップバス、バリアフリー対応型航空機、LRV等の整備の際の負担軽減措置（法人税、固定資産税、不動産取得税等）を延長するとともに、鉄道駅のホームドアシステムを新たに特例措置の対象に追加

住宅バリアフリー改修促進税制（固定資産税）の延長

- 高齢者が安心し自立して暮らせるため、バリアフリー化の費用負担を軽減

3. モビリティの向上

遅延対策のための鉄道駅の大規模改良工事に係る特例措置の拡充

- 通路等混雑、輸送障害に起因する鉄道の遅延対策のための折返設備、プラットフォーム拡幅等の施設整備を特例措置（固定資産税、都市計画税）の対象工事に追加
- 減車を伴う事業再構築を行う事業者に対する事業所得税の非課税措置を導入

Ⅲ. 国民の安全・安心の確保

1. 地震対策の推進

事業用建築物に係る耐震改修促進税制の延長

- 今後の大規模地震の危険性を踏まえた建築物ストックの安全性確保のため、既存建築物の耐震改修を促進するための特例措置（法人税・所得税）の延長

鉄道駅の耐震補強工事に係る特例措置の延長

- 国の補助金を受けて緊急に実施する鉄道駅の耐震補強工事に係る負担軽減措置（固定資産税）の延長

2. 水害・土砂災害対策の推進

雨水貯留浸透施設に係る特例措置の延長

- 浸水被害防止のため設置する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置の延長

土砂災害のおそれがある区域からの移転促進税制の延長

- 土砂災害特別警戒区域外に移転する際に取得する住宅・住宅用地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の延長

Ⅱ. 低炭素社会の構築

1. コンパクトなまちづくりの推進

エコ・コンパクトシティ形成促進税制の創設

- コンパクトな都市構造を実現するため、中心市街地等への保育所、図書館等の暮らし・安心機能の強化に資する施設の集積の促進等を支援

2. 省エネ・グリーン化の推進

自動車グリーン税制の延長及び拡充

- 次世代自動車の一部を新たに対象とするなど所要の見直しのうえ、環境性能に応じた特例措置（自動車税、自動車取得税）を延長するほか、小型トラック等について自動車グリーン税制の対象とするなど、グリーン化を推進

住宅に係る省エネ改修促進税制（固定資産税）の延長

- 窓の二重サッシ化等の省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の特例措置を延長

3. 物流のグリーン化

鉄道貨物輸送効率化促進税制（固定資産税）の延長

- 鉄道貨物輸送の効率化を図るために整備される高性能機関車、コンテナ貨車、貨物駅等の鉄道施設に対する軽減措置を延長

Ⅳ. 我が国の活力・成長力の強化

1. 成長力・国際競争力の強化

国際船舶、外資埠頭公社、外航用コンテナに係る特例措置の延長

- 海上物流基盤整備のため、国際船舶に係る登録免許税、外資埠頭公社に係るコンテナ埠頭・外航用コンテナに係る固定資産税の軽減措置の延長

関西国際空港、成田国際空港に係る特例措置の延長

- 関西国際空港に係る登録免許税、成田国際空港に係る固定資産税、都市計画税の軽減措置の延長

2. 地域の自立・活性化

地方航空路線維持のための航空機に係る特例措置の延長及び拡充

- 地方航空ネットワーク維持を図るため、国内線航空機に係る特例措置（固定資産税）について、対象機材、軽減期間等を拡充のうえ延長

住宅以外の家屋に係る特例措置の延長

- 都市機能維持・増進を通じた地域活性化のため不動産取得税の特例措置を延長

中小企業投資促進税制の延長

- 中小企業者のトラック、機械等の設備投資を促進するための特例を延長

3. 観光立国の実現

国内観光旅行税制の創設

- 国内観光旅行の安全・円滑化等を図りつつ需要を拡大するための法制度の整備に対応して、旅行費用の一部について所得税の特例措置を創設